

日進市地域防災計画の修正要旨

■地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

■主な修正項目

I. 平成28年熊本地震の課題検証報告を踏まえた修正事項

1 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実

- 熊本地震の被災地では、体制が充分でないままボランティアセンターが立ち上がった。また、ゴールデンウィークを過ぎた頃にボランティアの数が急激に減り、ボランティアを安定的に確保することが難しかった。
- これを踏まえ、平時から防災に関するNPO等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める記載を追加した。また、被災地での活動において、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実に努めることとする記載を追加した。

<主な修正箇所>

- 風水害・原子力等災害対策計画

- 第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画
新旧対照表・・・p2～3

- 地震災害対策計画

- 第2編 第1章 第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画
新旧対照表・・・p2～3

2 広域応援訓練の実施

- 熊本地震で被災地に派遣された職員は、困難な状況の下で初動対応に従事したが、宿泊先や食料等について現地で調整を求められたこと、現地に携行する用具等を私物に依存する事例があったことなど、今後に向けて改善すべき点が多かった。
- このため、支援の迅速な派遣の実現と効果的な応援を行うために、県等と連携し、広域的な応援を行う訓練の実施に努める記載を追加した。

<主な修正箇所>

- 風水害・原子力等災害対策計画
 - 第2編 第2章 第1節 防災訓練の実施
 - 新旧対照表・・・p 3
- 地震災害対策計画
 - 第2編 第2章 第1節 防災訓練の実施
 - 新旧対照表・・・p 3

3 車、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援

- 熊本地震では、車中泊やテント泊など、指定避難所以外に避難した被災者が多数発生し、実態の把握が困難であった。また、車中泊等の長期化により、エコノミークラス症候群を発症するなど、健康を損なう事例が報告されている。
- このため、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する記載を追加するなどの修正を行った。

<主な修正箇所>

- 風水害・原子力等災害対策計画
 - 第2編 第5章 第1節 避難所の指定・整備
 - 新旧対照表・・・p 7
 - 第3編 第7章 第2節 避難所の開設・運営
 - 新旧対照表・・・p 15
- 地震災害対策計画
 - 第2編 第5章 第1節 避難所の指定・整備
 - 新旧対照表・・・p 7
 - 第3編 第6章 第2節 避難所の開設・運営
 - 新旧対照表・・・p 13

4 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

- 熊本地震では、国がプッシュ型支援を実施し、被災地周辺に物資が集積していたにも係わらず、マンパワー不足や避難所までの物流体系が整わない等の理由により、被災者の手元まで支援物資がなかなか届かなかった。
- このため、災害時に国等からの支援物資の受入・供給を円滑に行うことができるよう、物資拠点の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討や県等と連携した訓練や検証に努めるよう節を新設した。

<主な修正箇所>

- 風水害・原子力等災害対策計画

- 第2編 第13章 第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備（新設）

- 新旧対照表・・・p11

- 地震災害対策計画

- 第2編 第11章 第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備（新設）

- 新旧対照表・・・p10

II 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 災害廃棄物処理計画の策定

- 災害発生後の早期復旧・復興を果たすよう、災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理に資するため、愛知県が平成 28 年 10 月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定したことに伴う記載を追加した。

<主な修正箇所>

- 風水害・原子力等災害対策計画

 - 第 2 編 第 9 章 第 1 節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

 - 新旧対照表・・・p 8～9

- 地震災害対策計画

 - 第 2 編 第 6 章 第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

 - 新旧対照表・・・p 8～9

2 愛知県復興体制の検討

- 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、愛知県では速やかに復興本部を設置して復興に向けた国等との連絡・調整を行うとともに、復興への取組を円滑かつ迅速に推進する必要があると想定されることから、平成 28 年度に、復興本部の体制や庁内各部局における各種復興施策の実施体制の大枠を定めた復興体制の検討を行った。
- これに準じる形で、第 4 編「災害復旧・復興計画」に復興本部の設置や復興計画の策定などに関する記載を追加した。

<主な修正箇所>

- 風水害・原子力等災害対策計画

 - 第 4 編 第 1 章 復興体制（新設）

 - 新旧対照表・・・p 17～18

- 地震災害対策計画

 - 第 4 編 第 1 章 復興体制（新設）

 - 新旧対照表・・・p 16～17

Ⅲ 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

1 避難情報に係る名称の変更

○平成 28 年台風第 10 号災害では、高齢者施設において、避難準備情報の意味が正確に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことから、この水害の教訓を踏まえ、避難情報の名称について、避難指示を「避難指示（緊急）」に、避難準備情報を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したことに伴い、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

●風水害・原子力等災害対策計画

第 1 編 第 3 章 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 他
新旧対照表・・・p 1 他

●地震災害対策計画

第 1 編 第 5 章 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 他
新旧対照表・・・p 1 他

2 近隣市町における指定緊急避難場所の指定

○平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえ、市内で避難場所を確保できない場合や、避難経路等に鑑みて市内の避難場所への避難が危険と想定される場合には、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける記載を追加した。

<主な修正箇所>

●風水害・原子力等災害対策計画

第 2 編 第 4 章 第 2 節 緊急避難場所及び避難道路の指定等
新旧対照表・・・p 4～5

●地震災害対策計画

第 2 編 第 4 章 第 2 節 緊急避難場所及び避難道路の指定等
新旧対照表・・・p 5

3 住家被害認定調査に関する体制の強化

- 罹災証明書の交付の迅速化を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の発行体制及び県による応援体制に係る記述の拡充や、業務支援システムの活用検討に関する記述を追加するなど、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

- 風水害・原子力等災害対策計画

- 第2編 第9章 第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

- 新旧対照表・・・p9

- 地震災害対策計画

- 第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

- 新旧対照表・・・p9